

仕 様 書

1 概要

- (1) 件名 宮崎労働局管理 9 官署で使用する電力供給契約
- (2) 需要場所 「別紙 1－1～別紙 1－9」のとおり
- (3) 業種及び用途 官公署（事業所）

2 仕様

(1) 供給電気方式等

- ア 供給電気方式 交流 3 相 3 線式
- イ 供給電圧（標準電圧） 6, 0 0 0 ボルト
- ウ 計量電圧（標準電圧） 6, 0 0 0 ボルト
- エ 標準周波数 6 0 ヘルツ
- オ 受電方式 1 回線受電
- カ 蓄熱式負荷設備の有無 無

(2) 供給電気の種類等

- ア 「RE100TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率 40%とすること。
- イ 契約業者は供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を半期に一度、書面で提出することとする。様式は任意とするが、参考様式を「別紙 2」、「別紙 3」に掲載する。

(3) 予定契約電力、予定使用電力量

- ア 予定契約電力 各官署の予定契約電力は、「別紙 1－1～別紙 1－9」のとおり。
ただし、その 1 月の最大需要電力と前 1 1 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
- イ 予定使用電力量 各官署の予定使用電力量は、「別紙 1－1～別紙 1－9」のとおり。
月別予定使用電力量は、あくまで予定であり増減があることを了承すること。

(4) 契約期間

自 令和 8 年 4 月 1 日 0 時 至 令和 9 年 3 月 3 1 日 2 4 時

ただし、契約締結日までに令和 8 年度の予算（暫定予算を含む）が成立しなかった場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする場合がある。

(5) 電力量等の検針

- ア 自動検針装置 有
- イ 電力会社の検針方法 遠隔自動検針
- ウ 電力量計構成 電力需給用複合計器（通信機能付き）

(6) 需給地点、計量地点、電気工作物の財産分界点及び保安上の責任分界点

「別紙１－１～別紙１－９」のとおり

(7) その他

- ア 力率は、自動力率調整装置（延岡労働総合庁舎については、固定力率調整装置）を設置しているため１００％を保持する予定。
- イ フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- ウ 当該契約期間内において、予定使用電力量が大幅に変動するような契約施設の拡張及び設備の更新予定はない。
- エ 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件による。なお、入札価格の算定にあたっては、力率は１００パーセントとし、燃料費調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- オ 料金その他の計算する場合の単位及びその他の端数処理は次のとおりとする。
 - （ア）契約電力及び最大需要電力の単位は、１キロワットとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入する。
 - （イ）使用電力量の単位は、１キロワット時とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入する。
 - （ウ）力率の単位は、１パーセントとし、その端数は、少数点以下第１位で四捨五入する。
 - （エ）料金その他の計算における合計金額の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
 - （オ）消費税額及び地方消費税額の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- カ その他この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ協議を行う。

3 請求及び代金の支払いについて

- (1) 宮崎労働基準監督署の請求書については、当局からの依頼に基づき、宮崎労働基準監督署と宮崎労働基準監督署２階西側倉庫との書き分けを行うこと。
- (2) 高鍋合同庁舎の請求書については、当局からの依頼に基づき、高鍋公共職業安定所、宮崎地方法務局高鍋出張所、収入印紙類売捌き所の書き分けを行うこと。
- (3) 当方の検査職員による検査に合格しなければ、代金は支払わない。

- (4) 請求書の宛名は、宮崎労働局分は「官署支出官 宮崎労働局長」、宮崎地方法務局分は「官署支出官 宮崎地方法務局長」とすること。
- (5) 当方の支払いは、適法な請求書を受理後、30日以内に指定された金融機関に振り込むものとする。
- (6) 代金の請求（請求書の提出）は、毎月初日から末日までの月を単位とした使用電力量によるものとし、遅滞なく以下8の担当部署に行くこと。
- (7) 仕様書に則って、請求書を提出すること。その際、当局から指示があった場合は、品質保証を客観的に証明する資料を併せて提出すること。

4 検査

検査の結果不合格が生じた場合、受託者は直ちに必要な措置を講じること。

5 問題発生時の連絡体制

情報漏えい及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、以下の連絡先にその問題の内容について速やかに報告すること。

【宮崎労働局 総務部 総務課 会計第一係 電話番号：0985-38-8820】

6 アフターケア

障害発生時は、窓口を一本化して誠意をもって対応すること。

7 その他の注意点

- (1) 契約締結に当たっては、宮崎労働局、宮崎地方法務局との連名契約となることを了承すること。
- (2) 本契約で知り得た事項は守秘義務を厳守し、情報の漏洩防止対策に万全を期すこと。
- (3) 落札業者は、仕様書等の不明を理由として、異議を申し出ることとはできない。

8 本件担当及び請求書提出先

〒880-0805 宮崎県宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階
宮崎労働局総務部総務課会計第一係 片平
電話（0985）38-8820

需 要 場 所 一 覧 ①

需要場所	宮崎労働基準監督署				
	宮崎県宮崎市丸島町１－１５				
受電設備容量 (kVA)	95				
月別予定最大需要電力（kW）		月別予定使用電力量（kWh）		月別力率実績（％）	
令和８年　４月	17	令和８年　４月	2,079	令和８年　４月	100
令和８年　５月	11	令和８年　５月	1,977	令和８年　５月	100
令和８年　６月	12	令和８年　６月	3,065	令和８年　６月	100
令和８年　７月	19	令和８年　７月	3,944	令和８年　７月	100
令和８年　８月	25	令和８年　８月	3,877	令和８年　８月	100
令和８年　９月	25	令和８年　９月	3,427	令和８年　９月	100
令和８年　１０月	21	令和８年　１０月	2,707	令和８年　１０月	100
令和８年　１１月	16	令和８年　１１月	1,952	令和８年　１１月	100
令和８年　１２月	9	令和８年　１２月	2,910	令和８年　１２月	100
令和９年　１月	22	令和９年　１月	3,450	令和９年　１月	100
令和９年　２月	20	令和９年　２月	3,436	令和９年　２月	100
令和９年　３月	21	令和９年　３月	2,693	令和９年　３月	100
予定契約電力 (kW)	25	予定使用電力量 (kWh)	35,517		
需給地点	九州地区の一般電気事業者の電柱５４３キ１９１号柱から宮崎労働基準監督署の構内１号柱に引込んだ引込線と宮崎労働基準監督署の構内１号柱上に設置した気中開閉器の電源側端子との接続点				
計量地点	宮崎労働基準監督署の構内１号柱				
電気工作物の 財産分界点	需給地点に同じ。ただし、計量地点に設置した電力量計および付属装置は九州地区の一般電気事業者の所有。				
保安上の 責任分界点	需給地点に同じ				

※予定契約電力は、令和7年8月現在の契約電力の実績。

※月別予定最大需要電力は、令和6年8月から令和7年7月までの各月の最大需要電力の実績。

※月別予定使用電力量は、令和6年8月から令和7年7月までの各月の使用電力量の実績。

需 要 場 所 一 覧 ②

需要場所	延岡労働総合庁舎				
	宮崎県延岡市大貫町1-2885-1				
受電設備容量 (k V A)	300				
月別予定最大需要電力 (k W)		月別予定使用電力量 (k W h)		月別力率実績 (%)	
令和8年 4月	46	令和8年 4月	5,170	令和8年 4月	100
令和8年 5月	28	令和8年 5月	5,293	令和8年 5月	100
令和8年 6月	24	令和8年 6月	7,486	令和8年 6月	100
令和8年 7月	43	令和8年 7月	10,469	令和8年 7月	100
令和8年 8月	52	令和8年 8月	11,004	令和8年 8月	100
令和8年 9月	56	令和8年 9月	9,076	令和8年 9月	100
令和8年 10月	47	令和8年 10月	7,418	令和8年 10月	100
令和8年 11月	35	令和8年 11月	5,382	令和8年 11月	100
令和8年 12月	32	令和8年 12月	7,672	令和8年 12月	100
令和9年 1月	56	令和9年 1月	8,545	令和9年 1月	100
令和9年 2月	60	令和9年 2月	7,989	令和9年 2月	100
令和9年 3月	58	令和9年 3月	6,911	令和9年 3月	100
予定契約電力 (k W)	60	予定使用電力量 (k W h)	92,415		
需給地点	九州地区の一般電気事業者の電柱401タ361号柱から延岡労働総合庁舎の構内1号柱に引込んだ引込線と延岡労働総合庁舎の構内1号柱上に設置した気中開閉器の電源側端子との接続点				
計量地点	延岡労働総合庁舎の構内1号柱				
電気工作物の 財産分界点	需給地点に同じ。ただし、計量地点に設置した電力量計および付属装置は九州地区の一般電気事業者の所有。				
保安上の 責任分界点	需給地点に同じ				

※予定契約電力は、令和7年8月現在の契約電力の実績。

※月別予定最大需要電力は、令和6年8月から令和7年7月までの各月の最大需要電力の実績。

※月別予定使用電力量は、令和6年8月から令和7年7月までの各月の使用電力量の実績。

需 要 場 所 一 覧 ③

需要場所	日南労働基準監督署				
	宮崎県日南市戸高1丁目3－17				
受電設備容量 (kVA)	100				
月別予定最大需要電力 (kW)		月別予定使用電力量 (kWh)		月別力率実績 (%)	
令和8年 4月	14	令和8年 4月	1,087	令和8年 4月	100
令和8年 5月	12	令和8年 5月	998	令和8年 5月	100
令和8年 6月	8	令和8年 6月	1,442	令和8年 6月	100
令和8年 7月	13	令和8年 7月	2,120	令和8年 7月	100
令和8年 8月	13	令和8年 8月	2,305	令和8年 8月	100
令和8年 9月	12	令和8年 9月	1,879	令和8年 9月	100
令和8年 10月	10	令和8年 10月	1,570	令和8年 10月	100
令和8年 11月	10	令和8年 11月	1,345	令和8年 11月	100
令和8年 12月	7	令和8年 12月	1,918	令和8年 12月	100
令和9年 1月	15	令和9年 1月	2,897	令和9年 1月	100
令和9年 2月	28	令和9年 2月	2,602	令和9年 2月	100
令和9年 3月	23	令和9年 3月	1,796	令和9年 3月	100
予定契約電力 (kW)	28	予定使用電力量 (kWh)	21,959		
需給地点	九州地区の一般電気事業者の電柱059カ352号柱から日南労働基準監督署の構内1号柱に引込んだ引込線と日南労働基準監督署の構内1号柱上に設置した気中開閉器の電源側端子との接続点				
計量地点	日南労働基準監督署の構内1号柱				
電気工作物の 財産分界点	需給地点に同じ。ただし、計量地点に設置した電力量計および付属装置は九州地区の一般電気事業者の所有。				
保安上の 責任分界点	需給地点に同じ				

※予定契約電力は、令和7年8月現在の契約電力の実績。

※月別予定最大需要電力は、令和6年8月から令和7年7月までの各月の最大需要電力の実績。

※月別予定使用電力量は、令和6年8月から令和7年7月までの各月の使用電力量の実績。

需 要 場 所 一 覧 ④

需要場所	宮崎公共職業安定所				
	宮崎県宮崎市柳丸町1 3 1				
受電設備容量 (k V A)	175				
月別予定最大需要電力 (k W)		月別予定使用電力量 (k W h)		月別力率実績 (%)	
令和8年 4月	41	令和8年 4月	7,868	令和8年 4月	100
令和8年 5月	40	令和8年 5月	8,404	令和8年 5月	100
令和8年 6月	50	令和8年 6月	11,190	令和8年 6月	100
令和8年 7月	65	令和8年 7月	14,411	令和8年 7月	100
令和8年 8月	76	令和8年 8月	14,861	令和8年 8月	100
令和8年 9月	76	令和8年 9月	13,512	令和8年 9月	100
令和8年 1 0月	68	令和8年 1 0月	10,696	令和8年 1 0月	100
令和8年 1 1月	55	令和8年 1 1月	7,669	令和8年 1 1月	100
令和8年 1 2月	40	令和8年 1 2月	8,695	令和8年 1 2月	100
令和9年 1月	49	令和9年 1月	9,590	令和9年 1月	100
令和9年 2月	49	令和9年 2月	9,464	令和9年 2月	100
令和9年 3月	55	令和9年 3月	8,447	令和9年 3月	100
予定契約電力 (k W)	76	予定使用電力量 (k W h)	124,807		
需給地点	九州地区の一般電気事業者の電柱5 4 3 ウ 6 6 1号柱から宮崎公共職業安定所の構内1号柱に引込んだ引込線と宮崎公共職業安定所の構内1号柱上に設置した気中開閉器の電源側端子との接続点				
計量地点	宮崎公共職業安定所の構内1号柱				
電気工作物の 財産分界点	需給地点に同じ。ただし、計量地点に設置した電力量計および付属装置は九州地区の一般電気事業者の所有。				
保安上の 責任分界点	需給地点に同じ				

※予定契約電力は、令和7年8月現在の契約電力の実績。

※月別予定最大需要電力は、令和6年8月から令和7年7月までの各月の最大需要電力の実績。

※月別予定使用電力量は、令和6年8月から令和7年7月までの各月の使用電力量の実績。

需 要 場 所 一 覧 ⑤

需要場所	ハローワークプラザ宮崎				
	宮崎県宮崎市大塚台西1丁目1－39				
受電設備容量 (kVA)	350				
月別予定最大需要電力 (kW)		月別予定使用電力量 (kWh)		月別力率実績 (%)	
令和8年 4月	62	令和8年 4月	6,942	令和8年 4月	100
令和8年 5月	54	令和8年 5月	6,607	令和8年 5月	100
令和8年 6月	36	令和8年 6月	8,844	令和8年 6月	100
令和8年 7月	50	令和8年 7月	11,014	令和8年 7月	100
令和8年 8月	65	令和8年 8月	11,933	令和8年 8月	100
令和8年 9月	61	令和8年 9月	9,796	令和8年 9月	100
令和8年 10月	53	令和8年 10月	7,380	令和8年 10月	100
令和8年 11月	46	令和8年 11月	6,347	令和8年 11月	100
令和8年 12月	43	令和8年 12月	9,084	令和8年 12月	100
令和9年 1月	64	令和9年 1月	10,495	令和9年 1月	100
令和9年 2月	82	令和9年 2月	9,808	令和9年 2月	100
令和9年 3月	77	令和9年 3月	7,902	令和9年 3月	100
予定契約電力 (kW)	82	予定使用電力量 (kWh)	106,152		
需給地点	九州地区の一般電気事業者の電柱541ク021号柱からハローワークプラザ宮崎の構内1号柱に引込んだ引込線とハローワークプラザ宮崎の構内1号柱上に設置した気中開閉器の電源側端子との接続点				
計量地点	ハローワークプラザ宮崎の構内1号柱				
電気工作物の 財産分界点	需給地点に同じ。ただし、計量地点に設置した電力量計および付属装置は九州地区の一般電気事業者の所有。				
保安上の 責任分界点	需給地点に同じ				

※予定契約電力は、令和7年8月現在の契約電力の実績。

※月別予定最大需要電力は、令和6年8月から令和7年7月までの各月の最大需要電力の実績。

※月別予定使用電力量は、令和6年8月から令和7年7月までの各月の使用電力量の実績。

需 要 場 所 一 覧 ⑥

需要場所	日向公共職業安定所				
	宮崎県日向市北町2丁目11				
受電設備容量 (kVA)	80				
月別予定最大需要電力 (kW)		月別予定使用電力量 (kWh)		月別力率実績 (%)	
令和8年 4月	14	令和8年 4月	2,117	令和8年 4月	100
令和8年 5月	9	令和8年 5月	2,459	令和8年 5月	100
令和8年 6月	17	令和8年 6月	3,882	令和8年 6月	100
令和8年 7月	23	令和8年 7月	5,165	令和8年 7月	100
令和8年 8月	28	令和8年 8月	5,123	令和8年 8月	100
令和8年 9月	27	令和8年 9月	4,540	令和8年 9月	100
令和8年 10月	25	令和8年 10月	3,028	令和8年 10月	100
令和8年 11月	19	令和8年 11月	1,958	令和8年 11月	100
令和8年 12月	9	令和8年 12月	2,701	令和8年 12月	100
令和9年 1月	23	令和9年 1月	3,238	令和9年 1月	100
令和9年 2月	30	令和9年 2月	3,103	令和9年 2月	100
令和9年 3月	26	令和9年 3月	2,425	令和9年 3月	100
予定契約電力 (kW)	30	予定使用電力量 (kWh)	39,739		
需給地点	九州地区の一般電気事業者の電柱680ケ241号柱から日向公共職業安定所の構内1号柱に引込んだ引込線と日向公共職業安定所の構内1号柱上に設置した気中開閉器の電源側端子との接続点				
計量地点	日向公共職業安定所の構内1号柱				
電気工作物の 財産分界点	需給地点に同じ。ただし、計量地点に設置した電力量計および付属装置は九州地区の一般電気事業者の所有。				
保安上の 責任分界点	需給地点に同じ				

※予定契約電力は、令和7年8月現在の契約電力の実績。

※月別予定最大需要電力は、令和6年8月から令和7年7月までの各月の最大需要電力の実績。

※月別予定使用電力量は、令和6年8月から令和7年7月までの各月の使用電力量の実績。

需 要 場 所 一 覧 ⑦

需要場所	日南公共職業安定所				
	宮崎県日南市吾田西 1 丁目 7－2 3				
受電設備容量 (k V A)	100				
月別予定最大需要電力（k W）		月別予定使用電力量（k W h）		月別力率実績（％）	
令和 8 年 4 月	11	令和 8 年 4 月	2, 363	令和 8 年 4 月	99
令和 8 年 5 月	11	令和 8 年 5 月	2, 399	令和 8 年 5 月	98
令和 8 年 6 月	10	令和 8 年 6 月	3, 125	令和 8 年 6 月	99
令和 8 年 7 月	17	令和 8 年 7 月	3, 826	令和 8 年 7 月	99
令和 8 年 8 月	20	令和 8 年 8 月	4, 198	令和 8 年 8 月	99
令和 8 年 9 月	21	令和 8 年 9 月	3, 602	令和 8 年 9 月	99
令和 8 年 1 0 月	19	令和 8 年 1 0 月	2, 878	令和 8 年 1 0 月	99
令和 8 年 1 1 月	13	令和 8 年 1 1 月	2, 286	令和 8 年 1 1 月	99
令和 8 年 1 2 月	10	令和 8 年 1 2 月	2, 873	令和 8 年 1 2 月	99
令和 9 年 1 月	16	令和 9 年 1 月	3, 057	令和 9 年 1 月	99
令和 9 年 2 月	16	令和 9 年 2 月	2, 911	令和 9 年 2 月	99
令和 9 年 3 月	18	令和 9 年 3 月	2, 669	令和 9 年 3 月	99
予定契約電力 (k W)	21	予定使用電力量 (k W h)	36, 187		
需給地点	九州地区の一般電気事業者の電柱 0 3 6 へ 8 9 1 号柱から日南公共職業安定所の構内 1 号柱に引込んだ引込線と日南公共職業安定所の構内 1 号柱上に設置した気中開閉器の電源側端子との接続点				
計量地点	日南公共職業安定所の構内 1 号柱				
電気工作物の 財産分界点	需給地点に同じ。ただし、計量地点に設置した電力量計および付属装置は九州地区の一般電気事業者の所有。				
保安上の 責任分界点	需給地点に同じ				

※予定契約電力は、令和7年8月現在の契約電力の実績。

※月別予定最大需要電力は、令和6年8月から令和7年7月までの各月の最大需要電力の実績。

※月別予定使用電力量は、令和6年8月から令和7年7月までの各月の使用電力量の実績。

需 要 場 所 一 覧 ⑧

需要場所	高鍋合同庁舎（高鍋公共職業安定所・宮崎地方法務局高鍋出張所）				
	宮崎県児湯郡高鍋町大字上江字高月 8 3 4 0				
受電設備容量 （k V A）	130				
月別予定最大需要電力（k W）		月別予定使用電力量（k W h）		月別力率実績（％）	
令和 8 年 4 月	37	令和 8 年 4 月	6, 701	令和 8 年 4 月	100
令和 8 年 5 月	21	令和 8 年 5 月	9, 392	令和 8 年 5 月	100
令和 8 年 6 月	24	令和 8 年 6 月	9, 606	令和 8 年 6 月	100
令和 8 年 7 月	48	令和 8 年 7 月	10, 363	令和 8 年 7 月	100
令和 8 年 8 月	48	令和 8 年 8 月	11, 084	令和 8 年 8 月	100
令和 8 年 9 月	49	令和 8 年 9 月	10, 910	令和 8 年 9 月	100
令和 8 年 1 0 月	45	令和 8 年 1 0 月	6, 741	令和 8 年 1 0 月	100
令和 8 年 1 1 月	39	令和 8 年 1 1 月	4, 046	令和 8 年 1 1 月	100
令和 8 年 1 2 月	22	令和 8 年 1 2 月	5, 071	令和 8 年 1 2 月	100
令和 9 年 1 月	38	令和 9 年 1 月	6, 763	令和 9 年 1 月	100
令和 9 年 2 月	42	令和 9 年 2 月	6, 701	令和 9 年 2 月	100
令和 9 年 3 月	44	令和 9 年 3 月	5, 124	令和 9 年 3 月	100
予定契約電力 （k W）	49	予定使用電力量 （k W h）	92, 502		
需給地点	九州地区の一般電気事業者の電柱 1 0 5 テ 7 3 2 号柱から高鍋合同庁舎の構内 1 号柱に引込んだ引込線と高鍋合同庁舎の構内 1 号柱上に設置した気中開閉器の電源側端子との接続点				
計量地点	高鍋合同庁舎の構内 1 号柱				
電気工作物の 財産分界点	需給地点に同じ。ただし、計量地点に設置した電力量計および付属装置は九州地区の一般電気事業者の所有。				
保安上の 責任分界点	需給地点に同じ				

※予定契約電力は、令和7年8月現在の契約電力の実績。

※月別予定最大需要電力は、令和6年8月から令和7年7月までの各月の最大需要電力の実績。

※月別予定使用電力量は、令和6年8月から令和7年7月までの各月の使用電力量の実績。

需 要 場 所 一 覧 ⑨

需要場所	小林公共職業安定所				
	宮崎県小林市大字細野 3 6 7 - 5				
受電設備容量 (k V A)	80				
月別予定最大需要電力 (k W)		月別予定使用電力量 (k W h)		月別力率実績 (%)	
令和 8 年 4 月	21	令和 8 年 4 月	2,911	令和 8 年 4 月	100
令和 8 年 5 月	17	令和 8 年 5 月	3,010	令和 8 年 5 月	100
令和 8 年 6 月	17	令和 8 年 6 月	4,273	令和 8 年 6 月	100
令和 8 年 7 月	26	令和 8 年 7 月	5,095	令和 8 年 7 月	100
令和 8 年 8 月	28	令和 8 年 8 月	5,416	令和 8 年 8 月	100
令和 8 年 9 月	29	令和 8 年 9 月	4,700	令和 8 年 9 月	100
令和 8 年 1 0 月	24	令和 8 年 1 0 月	3,528	令和 8 年 1 0 月	100
令和 8 年 1 1 月	17	令和 8 年 1 1 月	2,817	令和 8 年 1 1 月	100
令和 8 年 1 2 月	20	令和 8 年 1 2 月	4,023	令和 8 年 1 2 月	100
令和 9 年 1 月	24	令和 9 年 1 月	4,300	令和 9 年 1 月	100
令和 9 年 2 月	28	令和 9 年 2 月	4,327	令和 9 年 2 月	100
令和 9 年 3 月	28	令和 9 年 3 月	3,526	令和 9 年 3 月	100
予定契約電力 (k W)	29	予定使用電力量 (k W h)	47,926		
需給地点	九州地区の一般電気事業者の電柱 3 8 3 ケ 1 1 2 号柱から小林公共職業安定所の構内 1 号柱に引込んだ引込線と小林公共職業安定所の構内 1 号柱上に設置した気中開閉器の電源側端子との接続点				
計量地点	小林公共職業安定所の構内 1 号柱				
電気工作物の 財産分界点	需給地点に同じ。ただし、計量地点に設置した電力量計および付属装置は九州地区の一般電気事業者の所有。				
保安上の 責任分界点	需給地点に同じ				

※予定契約電力は、令和 7 年 8 月現在の契約電力の実績。

※月別予定最大需要電力は、令和 6 年 8 月から令和 7 年 7 月までの各月の最大需要電力の実績。

※月別予定使用電力量は、令和 6 年 8 月から令和 7 年 7 月までの各月の使用電力量の実績。

特定電源割当証明書

宮崎労働局総務部長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

令和○年度○半期に以下のとおり○○○○に電力を供給したことをここに証する。

また、供給元電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、○○○○に移転したものと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

お客様番号 ○○○○○
 需要施設名 ○○○○○
 需要施設住所 ○○県○○市
 契約電力 ○○kW

令和〇年〇月〇日 ～ 令和〇年〇月〇日

[illegible]

再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1. 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量（kWh）
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計（kWh）	0

2. 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量（kWh）	発電期間	証書番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日	〇〇
		合計（kWh）			

総計（kWh）	
---------	--

入 札 公 告

次の通り一般競争入札に付します。

令和 7 年 11 月 6 日

支出負担行為担当官

宮崎労働局総務部長 福原 正

1 競争入札に付する事項

(1) 調達件名

宮崎労働局管理 9 官署で使用する電力供給契約

(2) 仕様等

仕様書による。

年間使用予定電力量 5 9 7, 2 0 4 k W h

(3) 供給期間

令和 8 年 4 月 1 日 0 時から令和 9 年 3 月 31 日 2 4 時までとする。

ただし、契約締結日までに令和 8 年度の予算（暫定予算を含む）が成立しなかった場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

(4) 需要場所

仕様書による。

(5) 入札方法

最低価格落札方式による。

入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、あらかじめ当局が別途提示する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価を入札金額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争に参加する者に必要な資格等に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第 7 0 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和 7・8・9 年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の販売」で「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされ、九州・沖縄地域での競争参加資格を有する者であること。

(4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近 2 年間（⑤及び⑥については 2 保険年度）の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）

③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

注）各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の

保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でない者であること。
- (8) 電気事業法第2条第2項の規定に基づき小売電気事業者の登録を受けている者であること。
- (9) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入に関し、入札適合条件を満たす者であること。
- (10) 労働関連法令を遵守していること。
- (11) 入札に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
- (12) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

3 調達ポータルの利用

本件は、調達ポータル (<https://www.p-portal.go.jp/>) により執行する。

なお、調達ポータルによりがたい者は、事前に書面で支出負担行為担当官に申し出た場合に限り、紙入札に変えることができる。

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所（入札説明書等交付、問い合わせ及び関係書類提出先）

〒880-0805 宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階
宮崎労働局総務部総務課会計第一係 片平
電話（0985）38-8820

- (2) 入札説明書等の交付期間

令和7年11月6日（木）9時00分から令和7年12月26日（金）12時00分
（ただし、閉庁日並びに12時00分から13時00分を除く。）

- (3) 入札説明会

原則として開催しない。

入札説明書に関する照会は、上記4.（1）の担当者にて受け付ける。

- (4) 証明書等（入札参加申込書等）の提出期限

令和8年1月5日（月）9時00分から令和8年1月16日（金）12時00分
（ただし、持参の場合は、閉庁日並びに12時00分から13時00分を除く。）

- (5) 入札書提出期限

令和8年1月5日（月）9時00分から令和8年1月16日（金）12時00分
（ただし、持参の場合は、閉庁日並びに12時00分から13時00分を除く。）

5 開札に関する事項

- (1) 日 時 令和8年1月19日（月）10時00分

- (2) 場 所 〒880-0805 宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階
宮崎労働局総務部総務課会議室

6 その他

詳細は入札説明書及び仕様書による。参加者は熟読し、内容承認の上参加すること。

入 札 説 明 書

宮崎労働局管理 9 官署で使用する電力供給契約

本調達案件は、調達ポータルの利用と併せて、従来の紙入札方式を利用するものとする。

宮 崎 労 働 局

この入札説明書は、本件調達に関し、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）、国の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）、その他関係法令及び本件調達に係る入札公告に定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官 宮崎労働局総務部長 福原 正

2 競争入札に付する事項

(1) 調達件名

宮崎労働局管理9官署で使用する電力供給契約

(2) 調達の仕様等

仕様書による。

(3) 供給期間

令和8年4月1日0時から令和9年3月31日24時までとする。

ただし、契約締結日までに令和8年度の予算（暫定予算を含む）が成立しなかった場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする場合がある。

(4) 需要場所

仕様書による。

(5) 入札方法

最低価格落札方式による。

(6) 入札保証金及び契約保証金

免除

3 競争参加資格について

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和7・8・9年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の販売」で「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）

③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

注）各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

(5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でない者であること。

- (8) 電気事業法第2条第2項の規定に基づき小売電気事業者の登録を受けている者であること。
- (9) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入に関し、入札適合条件を満たす者であること。
- (10) 労働関連法令を遵守していること。
- (11) 入札に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
- (12) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

4 入札について

- (1) 本件は、調達ポータル (<https://www.p-portal.go.jp/>) により執行する。なお、調達ポータルによりがたい者は、事前に書面で支出負担行為担当官に申し出た場合に限り、紙入札方式に変えることができる。
- (2) 本件に係る関係書類を受領した者は、「入札関係書類受領書」(別紙8)を下記5(3)まで速やかに提出しなければならない。
- (3) 入札にあたっては、「入札説明書」、「仕様書」を熟読の上、入札書を提出すること。
- (4) 入札への参加を希望する者は、所定の書類を期限までに提出しなければならない。また、開札の前日までに支出負担行為担当官から当該書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、提出された書類は当局において審査し、上記競争資格を有すると判断された者のみ入札に参加できるものとする。
- (5) この入札にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

5 証明書等(入札参加申込書等)の提出について

(1) 提出書類及び提出方法

ア 調達ポータルを利用する場合

提出書類	提出方法
(ア) 全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し (イ) 労働保険料等納入証明書(別紙1) (ウ) 暴力団等に該当しない旨の「誓約書」(別紙2)、法人事業所のみ「役員一覧」(別紙2-1) (エ) 適合証明書(別紙3) (オ) 上記「適合証明書」に記載する適合条件を満たすことを証明する書類 (カ) 証明書類又は届出書の写し(電気事業法第2条第2項の規定に基づくもの) (キ) 社会保険料納入証明書(入札書提出期限の直近2年間の滞納の有無が確認できるもの) (ク) 自己申告書(別紙7)	スキャナ等により電子データ化したものを調達ポータルにより送信すること。

イ 紙入札方式による場合

提出書類	提出方法
上記アの（ア）～（ク）に加えて、 （ケ）入札参加申込書（紙入札業者用）（別紙4） （コ）委任状（別紙5）（委任する場合）	持参もしくは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により、提出すること。 郵送の場合は、事前に下記5（3）あて連絡の上、郵送すること。

（2）提出期限

令和8年1月5日（月）9時00分から令和8年1月16日（金）12時00分まで
（ただし、持参の場合は、閉庁日並びに12時00分から13時00分を除く）
提出期限内に提出がなかった場合は、入札への参加はできない。

（3）提出場所（郵送・持参の場合）

〒880-0805 宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階
宮崎労働局総務部総務課会計第一係 片平
電話（0985）38-8820

6 入札書等の提出について

（1）提出書類及び提出方法

ア 調達ポータルによる参加業者

提出書類	提出方法
（ア）入札書（書面による提出は不要） （イ）入札書別紙（別紙6-1（①～⑨））	入札書別紙（別紙6-1（①～⑨））は、スキャナ等により電子データ化したものを調達ポータルにより送信すること。 通信状況により提出期限内に調達ポータルに入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕を持って行うこと。 何らかの不具合で送信できない場合は、提出期限までに上記5（3）に必ず連絡すること。連絡のない場合は、入札を辞退したものとして取り扱う。

イ 紙入札方式による参加業者

提出書類	提出方法
（ア）入札書（紙入札業者用）（別紙6） （イ）入札書別紙（別紙6-1（①～⑨））	提出は原則直接持参とする。郵送する場合は、 二重封筒 にした上で、書留郵便等配達記録が残るものとし、事前に上記5（3）に連絡すること。 入札書（紙入札業者用）（別紙6）及び入札書別紙（別紙6-1（①～⑨））は、ホッチキス留めした上で封筒に封入し、封緘すること。 提出する封筒には、宛名（「支出負担行為担当官宮崎労働局総務部長殿」と記載）、調達件名（「宮崎労働局管理9官署で使用する電力

	供給契約」と記載)、氏名(法人の場合はその名称又は商号)を記載すること。 提出期限までに提出(郵送の場合は到達)しなかった場合は、無効とする。
--	--

(2) 提出期限

令和8年1月5日(月) 9時00分から令和8年1月16日(金) 12時00分まで
(ただし、持参の場合は、閉庁日並びに12時00分から13時00分を除く)

(3) 提出場所(郵送・持参の場合)

上記5(3)に同じ

(4) その他留意事項

ア 入札書について

(ア) 入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価(基本料金単価:月額)、使用電力量に対する単価(電力量料金単価:同一月においては単一のものとし、小数点以下を含むことができる。)、及び再エネ使用電力量に対する単価(再エネ使用電力量料金単価:同一月においては単一のものとし、小数点以下を含むことができる)を根拠とし、あらかじめ当局が別途提示する月毎の予定契約電力及び予定電力使用量に基づき算出した各月の対価の年間総価を入札金額とすること。

(イ) 入札金額は九州地区の一般電気事業者が定める特定規模需要標準供給条件を基に算定した金額とし、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電力の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

(ウ) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、需要場所ごとに見積もった金額の110分の100に相当する金額の合計を入札書に記載すること。

イ 入札書別紙について

(ア) 入札書別紙には、各社において設定する契約電力に対する単価(基本料金単価:月額)、使用電力量に対する単価(電力料金単価:同一月においては単一のものとし、小数点以下を含むことができる。)、及び再エネ対象使用電力量に対する単価(再エネ使用電力量料金単価:同一月においては単一のものとし、小数点以下を含むことができる)を記載すること。

(イ) 提出した入札書及び入札書別紙の引換え、変更及び取消は認めない。

(ウ) 提出した入札書及び入札書別紙の金額は訂正することはできない。

ウ 入札説明会

入札説明会は、原則として開催しない。

入札説明書に関する照会は、上記5(3)の担当者にて受け付ける。

エ この入札に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

7 入札の無効

次のいずれかの一に該当する入札は無効とする。

- ① 入札者が同一事項に対し、2以上の入札を行ったとき。
- ② 入札者が他人の代理をし、又は代理人が他の代理人を兼ねたとき。
- ③ 入札に関し、談合等の不正行為があったとき。
- ④ 入札書の記載事項の確認ができないとき。
- ⑤ 入札書に記名がないとき。(ただし、紙入札の場合のみ。)

- ⑥ 入札参加資格を有しない者が入札したとき。
- ⑦ その他入札説明書の条項に違反したとき。
- ⑧ 5（1）ア（ウ）の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったとき。

8 代理人による入札

- （1）代理人が調達ポータルにより入札する場合は、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。資料の提出等をシステム上において行う場合は、当初の手続きをする時点までに委任の手続きを完了させておくこと。なお、調達ポータルによる入札においては、復代理人による応札は認めない。
- （2）代理人が紙入札方式により入札する場合は、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入しておくとともに、開札時まで委任状（別紙5）を提出しなければならない。
- （3）入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

9 開札の日時及び場所等

- （1）日時

令和8年1月19日（月）10時00分

- （2）場所

〒880-0805 宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階
宮崎労働局総務部総務課会議室

- （3）再度入札等の取扱

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、予決令第82条の規定による再度入札又は予決令第92条の規定による再度公告入札若しくは予決令第99条の2の規定による随意契約を行うことがある。なお、予決令第82条の規定による再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限り、入札執行回数は原則2回とする。

また、調達ポータルにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。

10 再委託

業務の実施にあたり、その全部または一部を再委託することはできない。

11 人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出（調達ポータルの電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

12 その他

- （1）契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本通貨に限る。

- （2）落札者の決定について

入札を行った者のうち、仕様書に示した業務をできると支出負担行為担当官が判断した入札

者であって予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(3) 落札者が複数ある場合の取扱い

落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 以上あるときは、調達ポータルによる電子くじを実施することにより、落札者を決定する。

(4) 落札者の決定通知

落札者及び落札金額は、落札業者決定後、入札参加者に調達ポータル及び口頭で通知する

(5) 契約書の作成

落札者が決定したときは、遅滞なく契約を取り交わすものとする。なお、契約は宮崎労働局、宮崎地方法務局との連名契約となる。

(6) 仕様等に関する質疑及び回答について

文章では表現しづらい部分もあるため、入札の前日までに疑義等を全て解消しておくこと。重要な質疑等の回答については、「入札関係書類受領書」(別紙 8)を提出した事業者全てに対し、当局から回答するものとする。

(7) 請求及び代金の支払いについて

ア 落札者は、振込先金融機関等を記載した書面を速やかに上記 5 (3) に提出すること。様式は任意とする。

イ 当局の検査職員の検査に合格しなければ、代金は支払わない。

ウ 請求書の宛名について、宮崎労働局分は「官署支出官 宮崎労働局長」、宮崎地方法務局分は「官署支出官 宮崎地方法務局長」とすること。

エ 請求書の余白には、振込先金融機関名等を表示すること。

オ 代金の支払いは、検査職員の検査後、適法な請求書を受領後、30 日以内に指定された金融機関に振り込むこととする。

(8) 入札した者は、入札後、本説明書及び仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(9) 担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。

(10) 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

1.3 障害発生時及び調達ポータル操作等の問い合わせ先

ヘルプデスク 0570-000-683 (ナビダイヤル)

03-4332-7803 (IP 電話等をご利用の場合)

(受付時間：平日 8 時 30 分～18 時 30 分 国民の祝日、休日を除く)

ホームページ <https://www.p-portal.go.jp/>

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1. 条件

- (1) ①前年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②前年度の未利用エネルギー活用状況、③前年度の再生可能エネルギーの導入状況の3項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
① 前年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (調整後排出係数) (単位：kg-CO ₂ /kWh)	0.000 以上 0.350 未満	7 0
	0.350 以上 0.375 未満	6 5
	0.375 以上 0.400 未満	6 0
	0.400 以上 0.425 未満	5 5
	0.425 以上 0.450 未満	5 0
	0.450 以上 0.475 未満	4 5
	0.475 以上 0.500 未満	4 0
	0.500 以上 0.520 未満	3 5
	0.520 以上	0
②前年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	1 0
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③前年度の再生可能エネルギー導入状況	15.0%以上	2 0
	8.0%以上 15.0%未満	1 5
	3.0%以上 8.0%未満	1 0
	0%超 3.0%未満	5
	導入していない	0

(注) 各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

2. 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1 (1) の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3. 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1 (1) の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1 (1) の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。

(表)別添1の「各用語の定義」

用 語	定 義
① 前年度 1 k W h 当 たり の 二 酸 化 炭 素 排 出 係 数	「前年度 1 k W h 当たりの二酸化炭素排出係数」は、数値とする。 地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている前年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。なお、公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。
② 前年度の未 利用エネ ルギー活 用状 況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、前年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 前年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（k W h）を 前年度の供給電力量（需要端）（k W h）で除した数値 （算定方式） 前年度の未利用エネルギーの活用状況（％） $= \frac{\text{前年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）}}{\text{前年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電量とする。 2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については趣旨から考慮し、含まない。）をいう。 ①工場等の廃熱又は排圧 ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年度法律第 108 号）（以下「FIT 法」という。）第二条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） ③ 高炉ガス又は副生ガス 3. 前年度の未利用エネルギーによる発電電力量には、他電気事業者への販売分は含まない。 4. 前年度の供給電力量には、他電気事業者への販売分は含まない。
④ 前年度の再 生 可 能 エ ネ	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるものとする。 （算定方式）

ルギーの導入状況	前年度の再生可能エネルギーの導入状況 (%) = $\frac{①+②+③+④+⑤}{⑥} \times 100$ ① 前年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)） ② 前年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)）（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。） ③ グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度 により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギー の電力量 (kWh)（ただし、前年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） ④ J-クレジット制度 により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh)（ただし、前年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh)（ただし、前年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） ⑥ 前年度の供給電力量（需要端(kWh)） 1. 再生可能エネルギーとは、FIT 法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。 2. 前年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①+②+③+④+⑤）には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3. 前年度の供給電力量（⑥）には他小売電気事業者への販売分は含まない。
-----------------	---

提出先について、いずれかを○で囲んでください。

労働保険料等納入証明願

令和 年 月 日

宮崎労働局長 殿
労働基準監督署長

番号を2つ以上お持ちの場合は、全て記入してください。

労働保険番号 45 —
45 —
45 —

労働保険料の口座振替、
雇用保険加入の有無をお
答えください

労働保険料等の口座振替 有 ・ 無
雇 用 保 険 の 加 入 有 ・ 無

事業場の所在地
事業場の名称
代表者氏名

労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定による労働保険料及び追徴金並びに延滞金、かつ石綿による健康被害の救済に関する法律の規定による一般拠出金の滞納がないことを証明願います。

令和 年 月 日

労働保険料等納入証明書

上記すべての労働保険番号について、証明日現在滞納がないことを証明します。

なお、この証明書は、令和 年 月 日まで有効とする。



有効期限について
証明日以降最初に到来する法定納期の日までになります。
法定納期 (個別事業場)
全期・第1期 7月10日(口座振替の場合 9月6日)
第2期 10月31日(口座振替の場合 11月14日)
第3期 1月31日(口座振替の場合 2月14日)
第4期 3月31日(口座振替の場合 3月31日)
(※第4期は単独有期事業のみの納期限です。)

法定納期 (事務組合委託事業場)
全期・第1期 7月10日(口座振替の場合 9月6日)
第2期 11月14日(口座振替の場合 11月14日)
第3期 2月14日(口座振替の場合 2月14日)

※ 「証明用紙」シートをコピーしてご利用ください。

※ 郵送にて請求される場合は、返信用切手及び返信用封筒を同封してください。

※ 次の場合は、窓口にご持参又は同封してください。

①口座振替の場合で、証明依頼日が振替日から2週間以内の場合は、通帳の写し

②金融機関で納付した場合で、証明依頼日が納付日から1週間以内の場合は、領収証書の写し

労働保険料等納入証明願

令和 年 月 日

宮崎労働局長 殿
労働基準監督署長

労働保険番号	45	—
	45	—
	45	—

労働保険料等の口座振替 有 ・ 無

雇用保険の加入 有 ・ 無

事業場の所在地
事業場の名称
代表者氏名

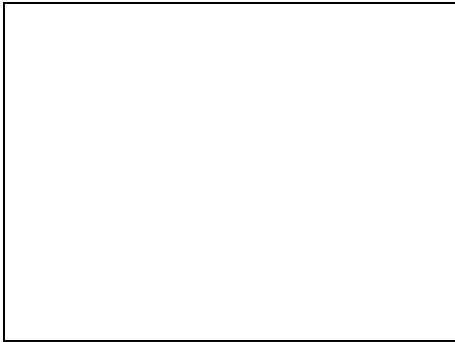
労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定による労働保険料及び追徴金並びに延滞金、かつ石綿による健康被害の救済に関する法律の規定による一般拠出金の滞納がないことを証明願います。

令和 年 月 日

労働保険料等納入証明書

上記すべての労働保険番号について、証明日現在滞納がないことを証明します。

なお、この証明書は、令和 年 月 日まで有効とする。



- ※ 「証明用紙」シートをコピーしてご利用ください。
※ 郵送にて請求される場合は、返信用切手及び返信用封筒を同封してください。
※ 次の場合は、窓口にご持参又は同封してください。
①口座振替の場合で、証明依頼日が振替日から2週間以内の場合は、通帳の写し
②金融機関で納付した場合で、証明依頼日が納付日から1週間以内の場合は、領収証書の写し

誓 約 書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求を行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※個人の場合は生年月日を記載すること。

※法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

適 合 証 明 書

令和 年 月 日

住 所
会 社 名
代表者氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。

1 前年度の状況

	項 目	自社の 基準値	点 数
①	前年度 1 k W h 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後 排出係数）（単位：k g - C O ₂ / k W h）		
②	前年度の未利用エネルギー活用状況		
③	前年度の再生可能エネルギー導入状況		
①～③の合計点数			

注 1） 1 の「自社基準値」、「点数」には、別添 1 により算出した値を記載すること。

注 2） 1 の合計点数が 7 0 点以上となった者を本件の入札適合者とする。

注 3） 1 の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

入札参加申込書（紙入札業者用）

（紙入札方式での参加申込書）

貴部局発注の下記の入札案件について、紙入札方式での参加を申込みいたします。

記

1 調達件名 宮崎労働局管理9官署で使用する電力供給契約

2 調達ポータルで入札に参加できない理由

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

宮崎労働局総務部長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とすること。

委 任 状

所在地

受任者 商号又は名称

代理人氏名

私は、上記の者を代理人として定め、下記事項の権限を委任します。

1 調達件名

宮崎労働局管理 9 官署で使用する電力供給契約

2 委任事項（該当するものに○を付す）

- () 入札に関すること
- () 契約締結に関すること
- () 納入に関すること
- () 代金請求に関すること

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
宮崎労働局総務部長 殿

所在地

商号又は名称

代表者の役職及び氏名

入札書別紙①

供給月	基本料金			電力量料金			再エネ使用電力量料金			月額合計
	予定契約 電力 (kW)	基本料金 単価 (円／kW)	①小 計 (円)	予定使用 電力量 (kWh)	電力量 料金単価 (円／kWh)	②小 計 (円)	対象使用 電力量 (kWh)	再エネ使用 電力量 料金単価 (円/kWh)	③小 計 (円)	①+②+③ (1円未満切捨て)
令和8年 4月	25			2,079			832			
令和8年 5月	25			1,977			791			
令和8年 6月	25			3,065			1,226			
令和8年 7月	25			3,944			1,578			
令和8年 8月	25			3,877			1,551			
令和8年 9月	25			3,427			1,371			
令和8年 10月	25			2,707			1,083			
令和8年 11月	25			1,952			781			
令和8年 12月	25			2,910			1,164			
令和9年 1月	25			3,450			1,380			
令和9年 2月	25			3,436			1,375			
令和9年 3月	25			2,693			1,078			
小 計				35,517			14,210			
年額合計							④税込金額			
							⑤税抜金額 (④×100/110)			

- 入札書別紙①～⑨の「⑤税抜金額」を合算したものを「入札金額」とすること。
- ※1 力率割引割増がある場合は力率を100%とする。
- ※2 再エネ使用電力量料金の積算に係る対象使用電力量については、予定使用電力量の40% (端数繰り上げ) とする。
- ※3 基本料金、電力量料金及び再エネ使用電力量料金の単価については、消費税込みで計上すること。なお、単価には小数点以下を含むことができる。
- ※4 再エネ使用電力量に応じた料金が発生しない場合は、単価は0を計上すること。
- ※5 ①～③の小計については、小数点第2位までを表示する。
(小数点第3位以下切り捨て)
- ※6 各月毎の月額合計によって生じる1円未満の端数は、切り捨てるものとする。
- ※7 本様式を修正する場合は、事前に当局の了承を得ること。

商号又は名称

入札書別紙②

供給月	基本料金			電力量料金			再エネ使用電力量料金			月額合計
	予定契約 電力 (kW)	基本料金 単価 (円／kW)	①小 計 (円)	予定使用 電力量 (kWh)	電力量 料金単価 (円／kWh)	②小 計 (円)	対象使用 電力量 (kWh)	再エネ使用 電力量 料金単価 (円/kWh)	③小 計 (円)	①+②+③ (1円未満切捨て)
令和8年 4月	60			5,170			2,068			
令和8年 5月	60			5,293			2,118			
令和8年 6月	60			7,486			2,995			
令和8年 7月	60			10,469			4,188			
令和8年 8月	60			11,004			4,402			
令和8年 9月	60			9,076			3,631			
令和8年 10月	60			7,418			2,968			
令和8年 11月	60			5,382			2,153			
令和8年 12月	60			7,672			3,069			
令和9年 1月	60			8,545			3,418			
令和9年 2月	60			7,989			3,196			
令和9年 3月	60			6,911			2,765			
小 計				92,415			36,971			
年額合計							④税込金額			
							⑤税抜金額 (④×100/110)			

- 入札書別紙①～⑨の「⑤税抜金額」を合算したものを「入札金額」とすること。
- ※1 力率割引割増がある場合は力率を100%とする。
- ※2 再エネ使用電力量料金の積算に係る対象使用電力量については、
予定使用電力量の40% (端数繰り上げ) とする。
- ※3 基本料金、電力量料金及び再エネ使用電力量料金の単価については、
消費税込みで計上すること。なお、単価には小数点以下を含むことができる。
- ※4 再エネ使用電力量に応じた料金が発生しない場合は、単価は0を計上すること。
- ※5 ①～③の小計については、小数点第2位までを表示する。
(小数点第3位以下切り捨て)
- ※6 各月毎の月額合計によって生じる1円未満の端数は、切り捨てるものとする。
- ※7 本様式を修正する場合は、事前に当局の了承を得ること。

商号又は名称

入札書別紙③

供給月	基本料金			電力量料金			再エネ使用電力量料金			月額合計
	予定契約 電力 (kW)	基本料金 単価 (円／kW)	①小 計 (円)	予定使用 電力量 (kWh)	電力量 料金単価 (円／kWh)	②小 計 (円)	対象使用 電力量 (kWh)	再エネ使用 電力量 料金単価 (円/kWh)	③小 計 (円)	①+②+③ (1円未満切捨て)
令和8年 4月	28			1,087			435			
令和8年 5月	28			998			400			
令和8年 6月	28			1,442			577			
令和8年 7月	28			2,120			848			
令和8年 8月	28			2,305			922			
令和8年 9月	28			1,879			752			
令和8年 10月	28			1,570			628			
令和8年 11月	28			1,345			538			
令和8年 12月	28			1,918			768			
令和9年 1月	28			2,897			1,159			
令和9年 2月	28			2,602			1,041			
令和9年 3月	28			1,796			719			
小 計				21,959			8,787			
年額合計							④税込金額			
							⑤税抜金額 (④×100/110)			

入札書別紙①～⑨の「⑤税抜金額」を合算したものを「入札金額」とすること。

※1 力率割引割増がある場合は力率を100%とする。

※2 再エネ使用電力量料金の積算に係る対象使用電力量については、
予定使用電力量の40%(端数繰り上げ)とする。

※3 基本料金、電力量料金及び再エネ使用電力量料金の単価については、
消費税込みで計上すること。なお、単価には小数点以下を含むことができる。

※4 再エネ使用電力量に応じた料金が発生しない場合は、単価は0を計上すること。

※5 ①～③の小計については、小数点第2位までを表示する。
(小数点第3位以下切り捨て)

※6 各月毎の月額合計によって生じる1円未満の端数は、切り捨てるものとする。

※7 本様式を修正する場合は、事前に当局の了承を得ること。

商号又は名称

入札書別紙④

供給月	基本料金			電力量料金			再エネ使用電力量料金			月額合計
	予定契約 電力 (kW)	基本料金 単価 (円／kW)	①小 計 (円)	予定使用 電力量 (kWh)	電力量 料金単価 (円／kWh)	②小 計 (円)	対象使用 電力量 (kWh)	再エネ使用 電力量 料金単価 (円/kWh)	③小 計 (円)	①+②+③ (1円未満切捨て)
令和8年 4月	76			7,868			3,148			
令和8年 5月	76			8,404			3,362			
令和8年 6月	76			11,190			4,476			
令和8年 7月	76			14,411			5,765			
令和8年 8月	76			14,861			5,945			
令和8年 9月	76			13,512			5,405			
令和8年 10月	76			10,696			4,279			
令和8年 11月	76			7,669			3,068			
令和8年 12月	76			8,695			3,478			
令和9年 1月	76			9,590			3,836			
令和9年 2月	76			9,464			3,786			
令和9年 3月	76			8,447			3,379			
小 計				124,807			49,927			
年額合計							④税込金額			
							⑤税抜金額 (④×100/110)			

入札書別紙①～⑨の「⑤税抜金額」を合算したものを「入札金額」とすること。

※1 力率割引割増がある場合は力率を100%とする。

※2 再エネ使用電力量料金の積算に係る対象使用電力量については、
予定使用電力量の40%(端数繰り上げ)とする。

※3 基本料金、電力量料金及び再エネ使用電力量料金の単価については、
消費税込みで計上すること。なお、単価には小数点以下を含むことができる。

※4 再エネ使用電力量に応じた料金が発生しない場合は、単価は0を計上すること。

※5 ①～③の小計については、小数点第2位までを表示する。
(小数点第3位以下切り捨て)

※6 各月毎の月額合計によって生じる1円未満の端数は、切り捨てるものとする。

※7 本様式を修正する場合は、事前に当局の了承を得ること。

商号又は名称

入札書別紙⑤

供給月	基本料金			電力量料金			再エネ使用電力量料金			月額合計
	予定契約 電力 (kW)	基本料金 単価 (円／kW)	①小 計 (円)	予定使用 電力量 (kWh)	電力量 料金単価 (円／kWh)	②小 計 (円)	対象使用 電力量 (kWh)	再エネ使用 電力量 料金単価 (円/kWh)	③小 計 (円)	①+②+③ (1円未満切捨て)
令和8年 4月	82			6,942			2,777			
令和8年 5月	82			6,607			2,643			
令和8年 6月	82			8,844			3,538			
令和8年 7月	82			11,014			4,406			
令和8年 8月	82			11,933			4,774			
令和8年 9月	82			9,796			3,919			
令和8年 10月	82			7,380			2,952			
令和8年 11月	82			6,347			2,539			
令和8年 12月	82			9,084			3,634			
令和9年 1月	82			10,495			4,198			
令和9年 2月	82			9,808			3,924			
令和9年 3月	82			7,902			3,161			
小 計				106,152			42,465			
年額合計							④税込金額			
							⑤税抜金額 (④×100/110)			

- 入札書別紙①～⑨の「⑤税抜金額」を合算したものを「入札金額」とすること。
- ※1 力率割引割増がある場合は力率を100%とする。
- ※2 再エネ使用電力量料金の積算に係る対象使用電力量については、
予定使用電力量の40% (端数繰り上げ) とする。
- ※3 基本料金、電力量料金及び再エネ使用電力量料金の単価については、
消費税込みで計上すること。なお、単価には小数点以下を含むことができる。
- ※4 再エネ使用電力量に応じた料金が発生しない場合は、単価は0を計上すること。
- ※5 ①～③の小計については、小数点第2位までを表示する。
(小数点第3位以下切り捨て)
- ※6 各月毎の月額合計によって生じる1円未満の端数は、切り捨てるものとする。
- ※7 本様式を修正する場合は、事前に当局の了承を得ること。

商号又は名称

入札書別紙⑥

供給月	基本料金			電力量料金			再エネ使用電力量料金			月額合計
	予定契約 電力 (kW)	基本料金 単価 (円／kW)	①小 計 (円)	予定使用 電力量 (kWh)	電力量 料金単価 (円／kWh)	②小 計 (円)	対象使用 電力量 (kWh)	再エネ使用 電力量 料金単価 (円/kWh)	③小 計 (円)	①+②+③ (1円未満切捨て)
令和8年 4月	30			2,117			847			
令和8年 5月	30			2,459			984			
令和8年 6月	30			3,882			1,553			
令和8年 7月	30			5,165			2,066			
令和8年 8月	30			5,123			2,050			
令和8年 9月	30			4,540			1,816			
令和8年 10月	30			3,028			1,212			
令和8年 11月	30			1,958			784			
令和8年 12月	30			2,701			1,081			
令和9年 1月	30			3,238			1,296			
令和9年 2月	30			3,103			1,242			
令和9年 3月	30			2,425			970			
小 計				39,739			15,901			
年額合計							④税込金額			
							⑤税抜金額 (④×100/110)			

- 入札書別紙①～⑨の「⑤税抜金額」を合算したものを「入札金額」とすること。
- ※1 力率割引割増がある場合は力率を100%とする。
- ※2 再エネ使用電力量料金の積算に係る対象使用電力量については、予定使用電力量の40% (端数繰り上げ) とする。
- ※3 基本料金、電力量料金及び再エネ使用電力量料金の単価については、消費税込みで計上すること。なお、単価には小数点以下を含むことができる。
- ※4 再エネ使用電力量に応じた料金が発生しない場合は、単価は0を計上すること。
- ※5 ①～③の小計については、小数点第2位までを表示する。
(小数点第3位以下切り捨て)
- ※6 各月毎の月額合計によって生じる1円未満の端数は、切り捨てるものとする。
- ※7 本様式を修正する場合は、事前に当局の了承を得ること。

商号又は名称

入札書別紙⑦

供給月	基本料金			電力量料金			再エネ使用電力量料金			月額合計
	予定契約 電力 (kW)	基本料金 単価 (円／kW)	①小 計 (円)	予定使用 電力量 (kWh)	電力量 料金単価 (円／kWh)	②小 計 (円)	対象使用 電力量 (kWh)	再エネ使用 電力量 料金単価 (円/kWh)	③小 計 (円)	①+②+③ (1円未満切捨て)
令和8年 4月	21			2,363			946			
令和8年 5月	21			2,399			960			
令和8年 6月	21			3,125			1,250			
令和8年 7月	21			3,826			1,531			
令和8年 8月	21			4,198			1,680			
令和8年 9月	21			3,602			1,441			
令和8年 10月	21			2,878			1,152			
令和8年 11月	21			2,286			915			
令和8年 12月	21			2,873			1,150			
令和9年 1月	21			3,057			1,223			
令和9年 2月	21			2,911			1,165			
令和9年 3月	21			2,669			1,068			
小 計				36,187			14,481			
年額合計							④税込金額			
							⑤税抜金額 (④×100/110)			

- 入札書別紙①～⑨の「⑤税抜金額」を合算したものを「入札金額」とすること。
- ※1 力率割引割増がある場合は力率を100%とする。
- ※2 再エネ使用電力量料金の積算に係る対象使用電力量については、
予定使用電力量の40% (端数繰り上げ)とする。
- ※3 基本料金、電力量料金及び再エネ使用電力量料金の単価については、
消費税込みで計上すること。なお、単価には小数点以下を含むことができる。
- ※4 再エネ使用電力量に応じた料金が発生しない場合は、単価は0を計上すること。
- ※5 ①～③の小計については、小数点第2位までを表示する。
(小数点第3位以下切り捨て)
- ※6 各月毎の月額合計によって生じる1円未満の端数は、切り捨てるものとする。
- ※7 本様式を修正する場合は、事前に当局の了承を得ること。

商号又は名称

入札書別紙⑧

供給月	基本料金			電力量料金			再エネ使用電力量料金			月額合計
	予定契約 電力 (kW)	基本料金 単価 (円/kW)	①小 計 (円)	予定使用 電力量 (kWh)	電力量 料金単価 (円/kWh)	②小 計 (円)	対象使用 電力量 (kWh)	再エネ使用 電力量 料金単価 (円/kWh)	③小 計 (円)	①+②+③ (1円未満切捨て)
令和8年 4月	49			6,701			2,681			
令和8年 5月	49			9,392			3,757			
令和8年 6月	49			9,606			3,843			
令和8年 7月	49			10,363			4,146			
令和8年 8月	49			11,084			4,434			
令和8年 9月	49			10,910			4,364			
令和8年 10月	49			6,741			2,697			
令和8年 11月	49			4,046			1,619			
令和8年 12月	49			5,071			2,029			
令和9年 1月	49			6,763			2,706			
令和9年 2月	49			6,701			2,681			
令和9年 3月	49			5,124			2,050			
小 計				92,502			37,007			
年額合計									④税込金額	
									⑤税抜金額 (④×100/110)	

入札書別紙①～⑨の「⑤税抜金額」を合算したものを「入札金額」とすること。

※1 力率割引割増がある場合は力率を100%とする。

※2 再エネ使用電力量料金の積算に係る対象使用電力量については、
予定使用電力量の40%(端数繰り上げ)とする。

※3 基本料金、電力量料金及び再エネ使用電力量料金の単価については、
消費税込みで計上すること。なお、単価には小数点以下を含むことができる。

※4 再エネ使用電力量に応じた料金が発生しない場合は、単価は0を計上すること。

※5 ①～③の小計については、小数点第2位までを表示する。
(小数点第3位以下切り捨て)

※6 各月毎の月額合計によって生じる1円未満の端数は、切り捨てるものとする。

※7 本様式を修正する場合は、事前に当局の了承を得ること。

商号又は名称

入札書別紙⑨

供給月	基本料金			電力量料金			再エネ使用電力量料金			月額合計
	予定契約 電力 (kW)	基本料金 単価 (円／kW)	①小 計 (円)	予定使用 電力量 (kWh)	電力量 料金単価 (円／kWh)	②小 計 (円)	対象使用 電力量 (kWh)	再エネ使用 電力量 料金単価 (円/kWh)	③小 計 (円)	①+②+③ (1円未満切捨て)
令和8年 4月	29			2,911			1,165			
令和8年 5月	29			3,010			1,204			
令和8年 6月	29			4,273			1,710			
令和8年 7月	29			5,095			2,038			
令和8年 8月	29			5,416			2,167			
令和8年 9月	29			4,700			1,880			
令和8年 10月	29			3,528			1,412			
令和8年 11月	29			2,817			1,127			
令和8年 12月	29			4,023			1,610			
令和9年 1月	29			4,300			1,720			
令和9年 2月	29			4,327			1,731			
令和9年 3月	29			3,526			1,411			
小 計				47,926			19,175			
年額合計							④税込金額			
							⑤税抜金額 (④×100/110)			

入札書別紙①～⑨の「⑤税抜金額」を合算したものを「入札金額」とすること。

※1 力率割引割増がある場合は力率を100%とする。

※2 再エネ使用電力量料金の積算に係る対象使用電力量については、
予定使用電力量の40%(端数繰り上げ)とする。

※3 基本料金、電力量料金及び再エネ使用電力量料金の単価については、
消費税込みで計上すること。なお、単価には小数点以下を含むことができる。

※4 再エネ使用電力量に応じた料金が発生しない場合は、単価は0を計上すること。

※5 ①～③の小計については、小数点第2位までを表示する。
(小数点第3位以下切り捨て)

※6 各月毎の月額合計によって生じる1円未満の端数は、切り捨てるものとする。

※7 本様式を修正する場合は、事前に当局の了承を得ること。

商号又は名称

自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去 1 年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 4 前記 1 から 3 について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

宮崎労働局総務部長 殿

入札関係書類受領書

入札案件名	宮崎労働局管理9官署で使用する電力供給契約	
参加入札方式 (いずれかに○)	調達ポータル	紙入札
入札関係書類	入札説明書	仕様書
受領日		
会社名		
担当者名		
担当者電話番号		
メールアドレス		

※入札関係書類受領後、必ず提出ください。

宮崎労働局 総務部総務課

会計第一係

契 約 書

支出負担行為担当官 宮崎労働局総務部長 福原 正（以下「甲」という。）と支出負担行為担当官 宮崎地方法務局長 ○○○○（以下「乙」という。）（甲及び乙を以下「甲等」という。）と○○○○（以下「丙」という。）との間に次のとおり宮崎労働局管理9官署で使用する電力供給契約を締結する。

（契約の内容）

第1条 丙は、別添「仕様書」に基づき業務を行うものとする。

（契約金額）

第2条 契約単価は別表「単価表」のとおりとし、当該地域を管轄する旧一般電気事業者の燃料費調整単価（上限なし）を乗じて得た額及び再生可能エネルギー促進賦課金を加算する。

2 当該地域を管轄する旧一般電気事業者の料金改定及び燃料費調整単価の改定があった場合については、契約単価及び燃料費調整単価を甲等、丙協議の上決定する。

3 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達にする特別措置法に基づく賦課金については、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める標準供給条件に準じるものとする。

4 その他「仕様書」に定めのない供給条件については、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める標準供給条件に準じるものとする。

（需要場所及び期間）

第3条 丙が電気を供給する場所及び期間は、次のとおりとする。

期 間 令和8年4月1日0時から令和9年3月31日24時までとする。

需要場所 別添「需要場所一覧①～⑨」のとおり

ただし、契約締結日までに令和8年度の予算（暫定予算を含む）が成立しなかった場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

（契約保証金）

第4条 甲等は、この契約の保証金を免除する。

（使用電力量の増減）

第5条 本契約に定める使用予定電力は 597,204kWh とする。甲等の使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

（契約電力の増減）

第6条 供給開始後の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

（検査）

第7条 丙は、毎月の使用電力量の算定が完了したときは、その旨を甲等に通知しなければならない。

2 甲等は通知を受けた日から10日以内に検査を完了し、疑義が生じた場合は丙に通知することとする。

3 検査のために必要な人員及び費用は、すべて丙の負担とする。

(電気料金の算定)

第8条 電気料金の算定は、毎月初日から末日までの月を単位とした使用電力量によるものとする。

(料金の請求及び支払)

第9条 丙は、第7条に定めた検査終了後、第2条の規定に基づき支払い請求書を作成(円未満の端数は切り捨て)し、対価の支払いを第8条に基づき甲等に請求するものとする。

2 甲等は、前項の規定による適法な請求書を受理した日から起算して、30日(以下「約定期間」という。)以内に対価を支払わなければならない。

3 甲等が、自己の責に帰すべき事由により、約定期間内に支払わないときは、支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、当該未払い金額に対し、財務大臣が決定する率(昭和24年12月12日 大蔵省告示第991号)を乗じて計算した金額を遅延利息として丙に支払うものとする。ただし、遅延に至った事由が天災地変その他正当と認められる場合は、約定期間に算入しない。

4 前項により計算した遅延利息が100円未満の場合は、これを支払うことを要さないものとし、当該金額に100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(検査の遅延)

第10条 甲等がその責に帰すべき事由により、第7条の2に定める期間内に検査をしないときは、その期間を経過した日から検査した日までの期間の日数は約定期間の日数から差し引くものとし、この遅延期間が約定期間を超える場合には、超える日数に応じ、第9条第3項に規定する遅延利息を丙に支払わなければならない。

(事情変更)

第11条 甲等、丙は、本契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当となったと認められる場合には、甲等、丙協議の上、本契約の全部又は一部を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲等、丙協議の上、書面により定めるものとする。

(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金)

第12条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める標準供給条件によるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第13条 丙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲等の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令350号)第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 丙が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、丙が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、丙が甲等に対し、民法(明治29年法律第89号)第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知を行う場合には、甲等は次の各号に掲げる事項を主張する権利を留保し、丙又は丙から債権を譲り受けた者(以下「丁」という。)が民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾

の依頼を行う場合には、甲等は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

- (1) 甲等は、丙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 丁は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 甲等は、丙による債権譲渡後も、丙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丁は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら丙と丁の間の協議により決定されなければならないこと。

- 3 第1項ただし書に基づいて丙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲等が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲等が同令第40条第3項に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（遅滞料）

第14条 遅滞料は、その期限の翌日から起算して、遅滞日数に応じ、その未納付分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

（契約の解除）

第15条 甲等は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲等は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第3号から第5号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

- (1) 第7条第2項の検査に合格しないとき。
- (2) 丙の都合により、丙が甲等に対して本契約の解除を請求し、甲等がそれを承認したとき。
- (3) 丙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (4) 甲等が行う現品の検査又は納入に際し、丙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。
- (5) 丙が本契約の解除を請求し、その理由が正当であると認めたとき。
- (6) 第26条の規定に違反したとき。

- 3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

（解除に係る違約金）

第16条 丙は、前条の規定により本契約が解除となった場合は、違約金として当該月の使用電力量を契約金額で積算した総額の100分の10に相当する金額を甲等に納入すること。又、甲等に損害を及ぼしたときは、丙は、甲等が算定する損害額を賠償しなければならない。

- 2 甲等は、前項の違約金の徴収にあたり、その理由が、丙が供給を受ける旧一般電気事業者の発電所の全部又は一部の出力の減少若しくは停止又は稼働できないとき、天災地変その他正当な事由に基づくものと認められたときは、これを免除することができる。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 17 条 甲等は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、丙又は丙の代理人（丙又は丙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは同法第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 丙又は丙の代理人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（丙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）
 - (3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。
 - (4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。
 - (5) 第 3 項の規定による報告を行わなかったとき。
- 2 丙は、本契約に関して、丙又は丙の代理人が独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項若しくは同法第 7 条の 7 第 3 項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲等に提出しなければならない。
- 3 丙は、第 1 項第 3 号又は第 4 号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 18 条 丙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲等が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲等の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の 100 分の 10 に相当する金額を甲等が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、丙又は丙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、丙又は丙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、丙又は丙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は同法

第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 丙又は丙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 丙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲等に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲等がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第19条 丙が第16条及び第18条に規定する違約金を甲等の指定する期日までに支払わないときは、丙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲等に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第20条 甲等は、丙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何ら催告をせず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第21条 甲等は、丙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第22条 丙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 丙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)及び再受託者(再委託以降のすべての受託者を含む。))並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別

に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。) としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第 23 条 丙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲等は、丙が下請負人等が契約解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して、当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第 24 条 甲等は、第 15 条、第 17 条、第 20 条、第 21 条、第 23 条及び第 29 条の規定により本契約を解除した場合は、これにより丙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 丙は、甲等が第 15 条、第 17 条、第 20 条、第 21 条、第 23 条及び第 29 条の規定により本契約を解除した場合において、甲等に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 25 条 丙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲等に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(秘密の保持)

第 26 条 丙は、この契約の締結及び履行により知り得た情報を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(費用負担)

第 27 条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、丙の負担とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第 28 条 丙は、丙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲等に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第 29 条 甲等は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、丙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 丙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
- (2) 丙が本契約締結以前に甲等に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
- (3) 丙が、丙又はその役員若しくは使用人が第 1 号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第 30 条 前条の規定により甲等が契約を解除した場合、丙は、違約金として、甲等の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100

分の 10 に相当する額を甲等が指定する期日までに支払わなければならない。

2 丙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第 1 項の規定は、甲等に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲等がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(紛争等の解決方法)

第 31 条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について、紛争又は疑義が生じたときは、丙の電気需給約款（高圧・特別高圧）をもとに協議を行うものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については宮崎地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第 32 条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第 9 条、第 15 条、第 16 条、第 18 条、第 19 条、第 22 条、第 24 条、第 26 条、第 30 条、第 31 条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約の証として、本証書 3 通を作成し、甲等と丙が記名捺印の上、甲等及び丙が各 1 通を保有するものとする。

令和 8 年〇月〇日

甲	宮崎県宮崎市橘通東 3 丁目 1 番 22 号 支出負担行為担当官 宮崎労働局総務部長	福原 正	㊞
乙	宮崎県宮崎市別府町 1 番 1 号 支出負担行為担当官 宮崎地方法務局長	〇〇 〇〇	㊞
丙	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	〇〇〇〇	㊞